

静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7－1188

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7－15）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
（職員の区分） 第 2 条の 5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる 2 以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。 （略） 別表（第 2 条の 5 関係） イ （略） ロ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表 <table><tr><td>第 1 号 区分</td><td>(1) 平成18年 4 月 1 日以後適用されている職員の任用に関する規則（以下「平成18年 4 月以後の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第 1 等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者 (2)・(3) （略）</td></tr></table>	第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日以後適用されている職員の任用に関する規則（以下「平成18年 4 月以後の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第 1 等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者 (2)・(3) （略）	（職員の区分） 第 2 条の 5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ、<u>ロ又はハ</u>の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる 2 以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。 （略） 別表（第 2 条の 5 関係） イ （略） ロ 平成18年 4 月 1 日<u>から平成30年 3 月31日までの間</u>の基礎在職期間における職員の区分についての表 <table><tr><td>第 1 号 区分</td><td>(1) 平成18年 4 月 1 日<u>から平成30年 3 月31日までの間</u>において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成18年 4 月以後平成30年 3 月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第 1 等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者 (2)・(3) （略）</td></tr></table>	第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日 <u>から平成30年 3 月31日までの間</u> において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成18年 4 月以後平成30年 3 月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第 1 等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者 (2)・(3) （略）
第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日以後適用されている職員の任用に関する規則（以下「平成18年 4 月以後の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第 1 等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者 (2)・(3) （略）				
第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日 <u>から平成30年 3 月31日までの間</u> において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成18年 4 月以後平成30年 3 月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第 1 等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者 (2)・(3) （略）				

第2号 区分	(1) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項行政職給料表の欄中段に掲げる職であつた者 (2) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項医療職給料表(1)の欄中段に掲げる職であつた者 (3) (略) (4) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成18年4月以後適用されている静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの (6) 平成18年4月以後適用されている静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの (7) (略)	第2号 区分	(1) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項行政職給料表の欄中段に掲げる職であつた者 (2) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項医療職給料表(1)の欄中段に掲げる職であつた者 (3) (略) (4) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成18年4月<u>から平成30年3月31日までの間</u>において適用されていた静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの (6) 平成18年4月<u>から平成30年3月31日までの間</u>において適用されていた静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの (7) (略)
第3号	(1) 平成18年4月以後の任用規則別	第3号	(1) 平成18年4月以後 <u>平成30年3月</u>

区分	表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 (2) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項医療職給料表(1)の欄下段に掲げる職であつた者 (3) (略) (4) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (6) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの (7) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの (8) (略)	区分	<u>以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 (2) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職の項医療職給料表(1)の欄下段に掲げる職であつた者 (3) (略) (4) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (6) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの (7) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの (8) (略)
第4号	(1) 平成18年4月以後の任用規則別	第4号	(1) 平成18年4月以後平成30年3月

区分	表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項行政職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (2) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (3) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (4) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (6) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (7) (略) (8) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第1等職の項高等学校等教育職給料表	区分	<u>以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項行政職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (2) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (3) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (4) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (6) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (7) (略) (8) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第1等職の項高等学
----	--	----	---

	の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。） (9) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。） (10) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者（第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの (11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの (12) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの (13) （略）		校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。） (9) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。） (10) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者（第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの (11) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの (12) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの (13) （略）	
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者又は第2等職の項行政職給料表の欄に掲げる職	第5号区分	(1) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者又は第2等職の項行政職給料	

であつた者（第4号区分の項第1号に掲げる者を除く。）

- (2)ア 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの

イ 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）

ウ 平成29年4月1日以後適用されている職員の任用に関する規則（以下「平成29年4月以後の任用規則」という。）別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項研究職給料表の欄に掲げる職のうち学芸課長の職であつた者

- (3) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）

- (4) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職で

表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第1号に掲げる者を除く。）

- (2)ア 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの

イ 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）

ウ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成29年4月以後平成30年3月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項研究職給料表の欄に掲げる職のうち学芸課長の職であつた者

- (3) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第2等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）

- (4) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項医療職給料表(2)

あつた者（第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）

- (5) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。）

- (6) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。）

- (7) （略）

- (8) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。）

- (9) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第9号に掲げる者を除く。）

の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）

- (5) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。）

- (6) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。）

- (7) （略）

- (8) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。）

- (9) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項第9号に掲げる者を除く。）

	(10) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第2号区分の項第4号、第3号区分の項第6号及び第4号区分の項第10号に掲げる者を除く。) (11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの (12) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの (13) (略)		(10) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第1等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第2号区分の項第4号、第3号区分の項第6号及び第4号区分の項第10号に掲げる者を除く。) (11) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの (12) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの (13) (略)	
第6号 区分	(1)ア (略) イ 平成23年4月1日以後適用されている職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 (2)ア 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの イ 平成18年4月以後の任用規則	第6号 区分	(1)ア (略) イ 平成23年4月1日から平成30年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 (2)ア 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの イ 平成18年4月以後<u>平成30年3</u>	

別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第2号アに掲げる者を除く。)

ウ 平成29年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第2号ウに掲げる者を除く。)

(3) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者

(4) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)

(5) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)

月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第2号アに掲げる者を除く。)

ウ 平成29年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第2号ウに掲げる者を除く。)

(3) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者

(4) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)

(5) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項医療職給料表(3)の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)

- (6) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)
- (7) (略)
- (8) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者(第5号区分の項第8号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの
- (9) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの
- (10) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの
- (11) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第10号に掲げる者を除く。)

- (6) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項福祉職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)
- (7) (略)
- (8) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者(第5号区分の項第8号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの
- (9) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの
- (10) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの
- (11) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第2等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第5号区分の項第10号に掲げる者を除く。)

	(12) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの (13) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの (14) (略) (15) 平成27年4月1日以後適用されている労務職員の給与に関する取扱要綱（以下「平成27年4月以後の労務職員要綱」という。）の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち人事委員会の定めるもの (16) (略)		(12) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの (13) 平成18年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの (14) (略) (15) 平成27年4月1日<u>から平成30年3月31日までの間において適用されていた</u>労務職員の給与に関する取扱要綱（以下「平成27年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の労務職員要綱」という。）の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち人事委員会の定めるもの (16) (略)	
第7号 区分	(1)ア (略) イ 平成22年4月1日以後適用されている職員の任用に関する規則（以下「平成22年4月以後の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄中段に掲げる職であつた者 (2)ア (略) イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項研究職給料表の欄中段に掲げる職であつた者（第	第7号 区分	(1)ア (略) イ 平成22年4月1日<u>から平成30年3月31日までの間において適用されていた</u>職員の任用に関する規則（以下「平成22年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄中段に掲げる職であつた者 (2)ア (略) イ 平成22年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項研究職給料表の欄中段に掲げる	

6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)

ウ 平成29年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者

(3) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)

(4)ア (略)

イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄中段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)

(5)ア (略)

イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(3)の欄中段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)

(6)ア (略)

イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項福祉職給料表の欄中段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)

(7) (略)

(8) 平成18年4月以後の任用規則別

職であつた者(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)

ウ 平成29年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者

(3) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(1)の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)

(4)ア (略)

イ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄中段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)

(5)ア (略)

イ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(3)の欄中段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)

(6)ア (略)

イ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項福祉職給料表の欄中段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)

(7) (略)

(8) 平成18年4月以後平成30年3月

表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者(第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

(9) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

(10) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項第10号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

(11) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項第11号に掲げる者を除く。)

(12) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの

(13) (略)

(14) 平成27年4月以後の労務職員要綱の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が

以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者(第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

(9) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者(第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

(10) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項第10号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

(11) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項第11号に掲げる者を除く。)

(12) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの

(13) (略)

(14) 平成27年4月以後平成30年3月以前の労務職員要綱の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその

	3級であつたもの（第6号区分の項第15号に掲げる者を除く。）		属する職務の級が3級であつたもの（第6号区分の項第15号に掲げる者を除く。）
	(15) (略)		(15) (略)
第8号 区分	(1)ア <u>平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者</u> イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 (2)ア <u>平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項研究職給料表の欄上段に掲げる職であつた者</u> イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項研究職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 ウ 平成29年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者	第8号 区分	(1)ア <u>平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者</u> イ 平成22年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 (2)ア <u>平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成18年4月以後平成28年3月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項研究職給料表の欄上段に掲げる職であつた者</u> イ 平成22年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項研究職給料表の欄下段に掲げる職であつた者 ウ 平成29年4月以後<u>平成30年3月以前</u>の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項研究職給料表の欄に掲げる職であつた者
	(3) (略)		(3) (略)

(4)ア (略)

イ 平成19年4月1日以後適用されている職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項医療職給料表(2)の欄最上段に掲げる職であつた者

ウ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄下段に掲げる職であつた者

(5)ア 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項医療職給料表(3)の欄上段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの

イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(3)の欄下段に掲げる職であつた者

(6)ア (略)

イ 平成22年4月以後の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項福祉職給料表の欄上段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第4等職の項福祉職給料表の欄下段に掲げる職であつた者

(7) (略)

(8) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職第4等

(4)ア (略)

イ 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項医療職給料表(2)の欄最上段に掲げる職であつた者

ウ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄下段に掲げる職であつた者

(5)ア 平成18年4月以後平成28年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項医療職給料表(3)の欄上段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの

イ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(3)の欄下段に掲げる職であつた者

(6)ア (略)

イ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項福祉職給料表の欄上段に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第4等職の項福祉職給料表の欄下段に掲げる職であつた者

(7) (略)

(8) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)

職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの、第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者（第6号区分の項第9号及び第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者（第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号並びに第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

- (9) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第4等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第6号区分の項第10号及び第7号区分の項第10号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

- (10) 平成18年4月以後の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第5等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第4等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者

- (11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者

特定分類職第4等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの、第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者（第6号区分の項第9号及び第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄上段に掲げる職であつた者（第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号並びに第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

- (9) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第4等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第6号区分の項第10号及び第7号区分の項第10号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

- (10) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第5等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は第4等職の項公安職給料表の欄に掲げる職であつた者

- (11) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた

(12) (略)	者
(13) 平成27年4月以後の労務職員要綱の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつた者	(12) (略)
(14) (略)	(13) 平成27年4月以後 <u>平成30年3月以前</u> の労務職員要綱の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつた者
(略)	(14) (略)
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表ロの次に次の1表を加える。

ハ 平成30年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号 区分	(1) 平成30年4月1日以後適用されている職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25。以下「平成30年4月以後の給与規則」という。）別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の10の10級の項に掲げる職務の職であつた者 (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第2号 区分	(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の9の9級の項に掲げる職務の職であつた者 (2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ウ医療職給料表(1)級別職務区分表の5の5級の項に掲げる職務の職であつた者 (3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の10の10級の項に掲げる職務の職であつた者 (4) 平成30年4月以後適用されている静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成30年4月以後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの (5) 平成30年4月以後適用されている静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成30年4月以後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第3号 区分	(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の8の8級の項に掲げる職務の職であつた者 (2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ウ医療職給料表(1)級別職務区分表の4の4級の項第1号アに掲げる職務の職であつた者 (3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (4) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級

	別職務区分表の 5 の 4 級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の 9 の 9 級の項に掲げる職務の職であつた者 (6) 平成30年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 4 号 区分	(1) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の 7 の 7 級の項に掲げる職務の職であつた者 (2) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表イ研究職給料表級別職務区分表の 5 の 5 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (3) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ウ医療職給料表(1)級別職務区分表の 4 の 4 級の項第 1 号イに掲げる職務の職であつた者 (4) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の 7 の 7 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (5) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表オ医療職給料表(3)級別職務区分表の 7 の 7 級の項及び 6 の 6 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (6) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表カ福祉職給料表級別職務区分表の 6 の 6 級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの (7) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の 3 の 3 級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 4 の 4 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 3 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。） (8) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の 4 の 3 級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 5 の 4 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 3 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。） (9) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の 8 の 8 級の項に掲げる職務の職であつた者 (10) 平成30年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの (11) 平成30年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの (12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 5 号	(1) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表

区分	の 6 の 6 級の項に掲げる職務の職であつた者 (2) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表イ研究職給料表級別職務区分表の 4 の 4 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 5 の 5 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 4 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。） (3) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ウ医療職給料表(1)級別職務区分表の 3 の 3 級の項に掲げる職務の職であつた者又は同表の 4 の 4 級の項第 1 号イに掲げる職務の職であつた者 (4) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の 6 の 6 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 7 の 7 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 4 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。） (5) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表オ医療職給料表(3)級別職務区分表の 5 の 5 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 7 の 7 級の項及び 6 の 6 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 4 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。） (6) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表カ福祉職給料表級別職務区分表の 4 の 4 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 6 の 6 級の項及び 5 の 5 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 4 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。） (7) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の 2 の 2 級の項第 1 号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 3 の 3 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 4 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。） (8) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の 4 の 3 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 4 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。） (9) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の 7 の 7 級の項に掲げる職務の職であつた者 (10) 平成30年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの (11) 平成30年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの (12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 6 号 区分	(1) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の 5 の 5 級の項に掲げる職務の職であつた者

- (2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表イ研究職給料表級別職務区分表の4の4級の項第2号及び3の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の4の4級の項第1号に掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）
- (3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ウ医療職給料表(1)級別職務区分表の2の2級の項第2号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の2の2級の項第1号に掲げる職務の職であつた者
- (4) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の6の6級の項第2号、5の5級の項及び4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の6の6級の項第1号に掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）
- (5) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表オ医療職給料表(3)級別職務区分表の5の5級の項第2号及び4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の5の5級の項第1号に掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。）
- (6) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表カ福祉職給料表級別職務区分表の4の4級の項第2号、3の3級の項及び2の2級の項第1号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の4の4級の項第1号に掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。）
- (7) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの
- (8) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの
- (9) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の3の特2級の項及び2の2級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの
- (10) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の6の6級の項に掲げる職務の職であつた者
- (11) 平成30年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの
- (12) 平成30年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの
- (13) 平成30年4月1日以後適用されている労務職員の給与に関する取扱要綱（以下「平成30年4月以後の労務職員要綱」という。）の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその

	属する職務の級が3級であつたもののうち人事委員会の定めるもの (14) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第7号 区分	(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者 (2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表イ研究職給料表級別職務区分表の4の4級の項第2号に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ウ医療職給料表(1)級別職務区分表の2の2級の項第2号に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (4) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の6の6級の項第2号及び5の5級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。） (5) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表オ医療職給料表(3)級別職務区分表の5の5級の項第2号に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。） (6) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表カ福祉職給料表級別職務区分表の4の4級の項第2号及び3の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。） (7) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの (8) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの (9) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの (10) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の5の5級の項及び4の4級の項第1号に掲げる職務の職であつた者 (11) 平成30年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの (12) 平成30年4月以後の労務職員要綱の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの（第6号区分の項第13号に掲げる者を除く。） (13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第8号	(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表

区分	の 3 の 3 級の項に掲げる職務の職であつた者 (2) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表イ研究職給料表級別職務区分表の 3 の 3 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 6 号区分の項第 2 号に掲げる職を除く。） (3) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の 4 の 4 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 6 号区分の項第 4 号に掲げる職を除く。） (4) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表オ医療職給料表(3)級別職務区分表の 4 の 4 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 6 号区分の項第 5 号に掲げる職を除く。） (5) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表カ福祉職給料表級別職務区分表の 2 の 2 級の項第 1 号に掲げる職務の職であつた者（第 6 号区分の項第 6 号に掲げる職を除く。） (6) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の 2 の 2 級の項第 1 号ア、イ、ウ^(イ)、第 2 号及び 1 の 1 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 6 号区分の項第 8 号及び第 7 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は同表の 2 の 2 級の項第 1 号ウに掲げる職務の職であつた者（第 5 号区分の項第 7 号及び第 6 号区分の項第 7 号並びに第 7 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの (7) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の 2 の 2 級の項及び 1 の 1 級の項に掲げる職務の職であつた者（第 6 号区分の項第 9 号及び第 7 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの (8) 平成30年 4 月以後の給与規則別表第 2 級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の 4 の 4 級の項第 2 号、3 の 3 級の項及び第 2 項 2 級第 1 号に掲げる職務の職であつた者 (9) 平成30年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受けていた者 (10) 平成30年 4 月以後の労務職員要綱の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であつた者 (11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 9 号 区分	第 1 号区分から第 8 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

様式第 3 号注中「会計指導課」を「会計課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。